

平成 9 年 1 1 月 4 日制定
平成 1 5 年 3 月 2 4 日改定

東京電力企業行動憲章

はじめに

私たち東京電力は、人々の暮らしや産業を支える極めて大切なエネルギーである電気の安定供給を中心に、エネルギーの最適サービスを通じて豊かな生活と快適な環境の実現に貢献していくことを経営理念としています。この理念を実現するにあたっては、何よりも社会から信頼される存在となることが強く求められています。

そのためには、社会や地域の方々との信頼の絆が常に経営の基盤であることを強く自覚し、その企業行動のあらゆる局面において法令遵守はもとより公正さや倫理を保ちつつ取り組んでいくことが不可欠です。

私たち東京電力は、こうした認識のもと、ここに「東京電力企業行動憲章」を定め、ゆるぎない信頼とご支持をいただける会社となることを目指します。

【事業の使命達成】

1．電気の安定供給

暮らしや産業の基盤である電気の供給を担う企業の構成員として、一人ひとりが、その使命を自覚し、お客さまへの良質で安価な電気の供給とサービス向上のため全力を尽くす。また、広くエネルギー問題について、社会への提言やPR活動の実施、国際協力など、積極的な寄与に努める。

2．社会安全の確保

社会安全の確保は、いかなる場合でも最優先事項である。運営する設備などにおいては、安全確保のための対策を確実に施すとともに、万一、異常や危険の兆候が発見された場合は、最善の安全措置をとる。また、現場の作業環境・手順などについては、安全第一を徹底して公衆並びに作業従事者の安全確保に努める。

3．環境保全

事業活動の全ての分野で、環境を守ること、ものを大切にすることに徹する。環境保全に関する法令等の基準を遵守することはもとより、可能な限り、そのレベルの向上に努める。また、地球環境問題などグローバルな分野での対応にも率先して取り組む。

4．地域への貢献

地域社会のご理解、ご支援は、当社事業の基盤であることを認識し、地域の方々との対話と交流を積極的にすすめるとともに、当社の経営資源やノウハウの活用などによって地域社会の発展に貢献する。

海外においては、その文化や慣習を尊重し、現地の発展に貢献する経営を行う。

【オープンで明るい企業風土づくり】

5．コミュニケーションの確保

お客さま、地域の方々、株主など社会の様々な方々との幅広いコミュニケーションを確保

する。このため、タイムリーで的確な広報・広聴活動、情報開示を行うとともに、一人ひとりがそれぞれの仕事の中で積極的に社外とのつながりを深め、これを大切にする。株主と役員との重要なコミュニケーションの場として、充実した株主総会の運営に努める。

6．従業員の人格、個性の尊重

従業員の人格、個性を尊重・評価し、自由に意見が出され、新しいことに果敢に挑戦する企業風土づくりをすすめる。また、従業員のゆとりと豊かさの実現に努める。

7．情報と問題意識の共有化

組織のタテ・ヨコの情報発信を活発化させ、他分野への関心と積極的な関与を促す。特に経営層においては、担当分野にとらわれず情報と問題意識を共有し、率直な議論を通じた経営判断を行う。またその際、マイナス情報の的確な把握に努める。

【企業行動における倫理の確保】

8．法令遵守等

あらゆる企業活動において法令およびその精神の遵守を徹底するとともに、常に社会の常識や倫理意識に適合させるようにする。社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力とは断固として対決する。

9．政治、行政との健全な関係

政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。親睦等の単なる交流についても、その時期、態様等をよく考慮し、十分に節度を保ったものとする。

10．人権尊重

人権を尊重し、企業の内外において性別、信条、身体的条件、社会的身分などによる差別を一切行わない。

11．公私のけじめ

公私のけじめをよくわきまえる。取引先などとの関係を含め、役員、従業員としての立場を利用して、私的な利益をはかることは一切行わない。

【トップの責務】

12．本憲章の精神の徹底と問題への対処

経営トップをはじめ各組織の責任者は、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範し関係者に周知徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、高い倫理観を涵養し企業倫理の徹底を図る。

法令違反行為や不祥事その他本憲章に反する重大な事態が発生した場合には、トップ自ら問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止を図る。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にしたうえ、自らを含めて厳正な処分を行う。

以上